

居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人自由会岡山光南病院が実施する居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、クリニックの医師が、通院困難な要介護状態（介護予防居宅療養管理指導にあつては要支援状態）にある者（以下「要介護者等」という）の自宅を訪問して、適正な療養上の管理及び指導を提供することを目的とする。

（運営方針）

第2条

- 1 指定居宅療養管理指導の提供に当たって、要介護者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、通院が困難な要介護者に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境などを把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。
- 2 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たって、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、医師、看護師等が、通院が困難な要支援者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保険医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称等）

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名称 医療法人自由会 岡山光南病院
- 2 所在地 岡山県岡山市南区東畦767-3

（従業者の職種、員数、及び職務内容）

第4条 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導を行う職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- 1 管理者 1名（常勤兼務、医師と兼務）

管理者は従業者の管理及び居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の利用の申込みに係る調整、実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- 2 医師 5名（常勤4名：管理者含、非常勤1名）

医師は、居宅を訪問し、医学的観点から居宅介護サービス計画の作成などに必要な情報提供を行うとともに、介護方法についての指導・助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 居宅療養指導管理及び介護予防居宅療養管理指導の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日。ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日を除く。
- 2 営業時間 午前9時から午後6時。ただし、電話などにより、24時間連絡可能な体制をおく。

（事業の内容）

第6条 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の事業の内容は、次のとおりとする。

- 1 要介護者等又はその家族からの介護全般に関する相談等に応じる。
- 2 居宅介護支援事業者に対し、居宅サービス計画の作成等の相談に応じる。
- 3 要介護者等又はその家族に対し、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導や助言を行う。
- 4 その他療養生活向上のための指導や助言を行う。

（指定居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の種類）

第7条 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の種類は、医師による指定居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導とする。

（利用料その他の費用の額）

第8条 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定めた介護報酬告示上の額とし（償還払いのときのこと）、居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導が法定代理受領サービスに該当するときは、その割合に準じた額とする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は ・岡山市（一部地域を除く） ・倉敷市（一部地域を除く）
・玉野市（一部地域を除く） ・早島町（一部地域を除く）の区域とする。

（事故発生時等における対応方法）

第10条 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第11条

1 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じるものとする。

- ①虐待の防止に関する責任者の選定
- ②従業者に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修の実施
- ③その他の虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の提供に当たり、当該事業所の従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(成年後見制度の活用支援)

第12条 事業者は、適正な契約手続等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行うものとする。

(苦情解決体制の整備)

第13条

相談窓口 岡山光南病院 事務長 馬渕 博基
連絡先 岡山市南区東畦767-3 電話 086-282-0555

公的苦情相談窓口	住所	連絡先
岡山市事業者指導課	岡山市北区大供3丁目1-18KSB会館4階	086-212-1012
早島町介護保健課	都窪郡早島町前潟360-1	086-482-0611
玉野市長寿介護課	玉野市宇野1-27-1	0863-32-5534
倉敷市介護保険課	倉敷市西中新田640	086-426-3343
国民健康保険団体連合会	岡山市北区桑田町17-5	086-223-9109

- 1 事業者は、居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業者は、居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の提供に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業者は、提供した居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第14条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。また、利用者及びその家族の個人情報の利用に際しては、利用者及びその家族からそれぞれ同意を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 その他運営に関する重要事項は、次のとおりとする。

- 1 事業所は、職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設ける。
- 2 従業者は、業務上知りえた入居者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知りえた入居者又はその家族等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人自由会岡山光南病院及びこうなんクリニックの協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、平成 27 年 2 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。